

ケーススタディ

(入学前の既修得単位の取扱い)

有馬 美耶子

白百合女子大学

所在地:東京都調布市

教務部教務課

課長代理



元外資系IT企業

システムエンジニア

学内の経歴

2005年 白百合女子大学入職 生涯学習・資格センター配属

2007年 生涯学習・資格センター主任

2009年 教務部資格課程課主任

2012年 図書館事務部主任

2017年 教務部教務課課長代理

学外の実験



2022年12月

大学教務実践研究会 第10回大会

「教職課程の自己点検・評価における事務職員のかかわりについて」報告

2023年 6月

都内私立大学教職課程事務担当者懇談会

「教職課程 0ベースからの学び方」

2023年12月

大学教務実践研究会 課題検討フォーラム

「どうする？履歴書・教育研究業績書の執筆依頼！」

2024年 6月

教員免許事務担当者講習会

「教職課程事務の概要学び方について」

2024年 6月

大学教務実践研究会 初任者向け講習会

「今後の教職課程事務を担うこれからの光る君へ」

2024年 7月

教職事務担当者講習会（初級編）

「基礎からの教職課程事務」

「介護等体験・教育実習のポイント」

学外の実績



2024年 9月

教員免許事務担当者講習会

「事例から学ぶトラブル事案への対応」

2024年10月

教務系事務部門中堅者向け講習会

「全学的に教職課程を実施する組織について」

2024年12月

NPO法人学生文化創造 中堅職員研修会

3時間でサクッと速習「教職課程事務の基礎と実践」



2024年5月発行

事例から学ぶ、事例でわかる

大学教職課程事務

本書の立ち位置（教職関連書籍）



イメージを
育てる



知識を
育てる



本日の予定

- 10 : 30 ~ 11 : 20 既修得単位の取扱い（前編）**
- 11 : 20 ~ 11 : 25 休憩**
- 11 : 25 ~ 12 : 00 既修得単位の取扱い（後編）**

**教職課程事務の全体の流れをイメージ
することができて、初めて、自分の業務に
求められる役割を把握することができる。**

教職課程事務（教職事務）とは

初任者の場合、まずは「修得単位の知識」①～⑥の業務をしっかり押さえることが肝心

- ①履修指導
- ②既修得単位の取扱い
- ③介護等体験に関わる事務
- ④教育実習に関わる事務
- ⑤証明書作成
- ⑥大学一括申請事務(個人申請含む)

修得単位の知識

- ⑦変更届
- ⑧課程認定申請
- ⑨再課程認定申請
- ⑩自己点検

課程認定の知識
(教職課程開設の知識)

教職課程事務（教職事務）とは

- ①履修指導
- ②既修得単位の取扱い
- ③介護等体験に関わる事務
- ④教育実習に関わる事務
- ⑤証明書作成



滞りなく免許を申請できるように
するという気持ちで各業務を取扱
うとミスが減少する

- ⑥大学一括申請事務(個人申請含む)

①～⑤の業務は、最終的に免許を取らせるためにやっている！

既修得単位の取扱い

「既修得単位の取扱い」の知識としては…

教職事務

課程認定の知識

修得単位の知識

教務事務

修得単位の知識

免許法施行規則第10条の2
免許法施行規則第10条の3
免許法別表第一備考五のロ

大学設置基準第30条

単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について
(令和元年8月13日付け元文科高第328号別添3)

既修得単位の取扱い（教務事務）

■ 大学設置基準第30条

大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

既修得単位の取扱い（教務事務）

■ 大学設置基準第30条

4 前三項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、**編入学、転学等の場合を除き**、当該大学において修得した単位（第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

※編入学・転学は60単位を超えてもよい

既修得単位の取扱い（教務事務）

■ 大学設置基準第30単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について （令和元年8月13日付け元文科高第328号別添3）

参考資料として配付

3 教育課程上の位置付けに応じた単位認定の基準と方法

学生が他の大学等において授業科目を履修して修得した単位等を自大学の単位として認定できるかの個別具体の判断については、大学等の教授会や教務委員会等の教学管理組織等における審議を踏まえて各大学等において適切に判断されるべきものであり、具体的な運用基準を一律に示すことは困難であるが、授業科目の教育課程上の位置付けに応じて以下のように取扱うことができると考えられる。

なお、単位認定を行うに当たっては、単位認定をしようとする他の大学等の授業科目が、自大学の教育課程に即したものであることが前提となり、大学の単位やそれに基づく学位の信頼性や通用性を損なうことのないよう、内部質保証の体制整備に十分留意する必要がある。

既修得単位の取扱い（教務事務）

■ 大学設置基準第30単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について （令和元年8月13日付け元文科高第328号別添3）

- 必修科目（卒業要件として単位の修得が義務付けられる科目）についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定ができると考えられること。
- 選択科目（卒業要件として特定の科目群の中から選択して単位を修得することが義務付けられる科目）についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目が、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係までは要さないと考えられること。
- 上記の必修科目及び選択科目以外の全学開講科目や他学部開講科目等から学生の選択により履修する自由科目のうち、卒業要件として一定の単位の修得が義務付けられているものについては選択科目と同様に取扱うこととし、卒業要件とはされていないものについては必ずしも自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係を要しないと考えられること。

既修得単位の取扱い（教職課程事務）

既修得単位の取扱いの前に……

質問

「一種免許状を所持していませんが、専修免許状を取得することはできますか？」

既修得単位の取扱い（教職課程事務）

既修得単位の取扱いの前に……

おまけ質問

「同一学校種・同一教科・領域の上位の免許状と下位の免許状（専修免許状と一種免許状等）の同時の免許申請は、できますか？」

①履修指導

免許法の別表を軽くおさらい

学校種	免許区分	基礎資格	必要単位数
幼稚園	専修免許状	修士	7 5 単位
	一種免許状	学士	5 1 単位
	二種免許状	短期大学士	3 1 単位
小学校	専修免許状	修士	8 3 単位
	一種免許状	学士	5 9 単位
	二種免許状	短期大学士	3 7 単位
中学校	専修免許状	修士	8 3 単位
	一種免許状	学士	5 9 単位
	二種免許状	短期大学士	3 5 単位
高等学校	専修免許状	修士	8 3 単位
	一種免許状	学士	5 9 単位

既修得単位の取扱い（教職課程事務）

単位認定

「出身大学において修得した単位」を編転入学後の大学が認定することにより、「編転入学後の大学の単位」として扱う方法のこと

代用（使用）

「出身大学において修得した単位」を認定せずに、上位の免許状の単位として扱う方法のこと

既修得単位の取扱い（教職課程事務）

単位認定

大学入学前に他大学などで修得した単位について、**自大学において認定できる単位がある場合は、認定を行うことができます。**

入学前の既修得単位ですから、入学した直前に1度だけ行います。**後々になって認定した単位を修正したりすることがあってはなりません。**

既修得単位の取扱い（教職課程事務）

単位認定における法令

■ 免許法施行規則第10条の3

課程認定を有する大学の単位を取扱う場合

■ 免許法別表第一備考五のロ

課程認定を全く有しない大学の単位を取扱う場合

既修得単位の取扱い（教職課程事務）

課程認定を有する大学の単位を取扱う場合

■ 免許法施行規則第10条の3

3 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六条第一項、専門職短期大学設置基準第二十三条第一項又は専門職大学院設置基準第十四条第一項、第二十二條第一項若しくは第二十八条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第五条まで、第七条、第九条及び第十条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

既修得単位の取扱い（教職課程事務）

課程認定を全く有しない大学の単位を取扱う場合

■ 免許法別表第一備考五の□

□ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

既修得単位の取扱い（教職課程事務）

単位数の限度

■ 免許法施行規則第66条の7

免許法別表第一備考第五号口の規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位数は、幼稚園教諭の普通免許状にあつては**領域に関する専門的事項に関する科目の単位数**、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状にあつては**教科に関する専門的事項に関する科目の単位数**とし、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

既修得単位の取扱い（教職課程事務）

単位数の限度

■ 免許法施行規則第66条の7

第一欄	第二欄	第三欄
課程	免許状の種類	単位数
高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する課程に限る。）	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	10
短期大学の専攻科	幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状	2
	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	5
高等専門学校（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	10
高等専門学校の専攻科	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	5
専修学校の専門課程（学校教育法第百三十二条に規定するものに限る。）	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	10

既修得単位の取扱い（教職課程事務）

代用（使用）

幼、小、中、高、特支、養護、栄養教諭免許状の専修免許状または一種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれ一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した単位を一種免許状または二種免許状の法定単位数を上限として、使用、代用することができます。

既修得単位があるからといって教職課程上必ず、単位認定をする必要はない。




既修得単位の取扱い（教職課程事務）

下位免許状取得者の場合、単位を代用する

■ 免許法施行規則第10条の2

幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者若しくは高等学校教諭の一種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

既修得単位の取扱い（教職課程事務）

- 既修得単位がある場合、個々の学生の背景により、「単位認定」とするか「代用」とするか等、方向性を探る。

- 学位取得のための「単位認定」をする

- 進級条件、卒論執筆条件など学位取得前に課される条件をクリアできる見通してであるかを確認する

- 最終的な免許取得方法を決める！

既修得単位の取扱いを多角的に捉える

既修得単位の取扱い（多角的に捉える）

**編転入学生の履修ガイダンスはどうしていますか。
（正規生と合同？ 個別対応？）**

既修得単位の取扱い（多角的に捉える）

基本、個別指導で対応

だがしかし・・・

個別指導にも限界はありませんか？

既修得単位の取扱い（多角的に捉える）

個別指導にも限界はありませんか？

→イレギュラー対応についても、ルール（条件）を設ける！

既修得単位の取扱い（多角的に捉える）

教職課程運営に対して無理のないルール（条件）を作ってみる
例えば…

- 過去に教職課程を履修していない場合には修得に3年を要する
- 希望免許における2種免許状の所持、もしくは同等程度の単位が修得済みである場合のみ、教職課程履修を認める。

既修得単位の取扱い（多角的に捉える）

本学の事例（初等教職課程の場合）

【編入学（転学含む）条件】

小学校教諭二種免許状を取得している者（見込みの者も含む）、
または幼稚園教諭二種免許状を取得している者（見込みの者も含む）に限る。
ただし、編入学後、免許状の取得を希望する際には、編入学時点で取得している二種免許状と同校種的一种免許状に限る。

→免許取得は「代用（使用）のみ」として、
学位取得のための「単位認定」だけを行う。

既修得単位の取扱い（多角的に捉える）

既修得単位の取扱いで気をつけたいこと

- 1、短期間で免許を取得させることに拘りすぎてませんか
- 2、その認定、無理が過ぎやしませんか
- 3、履修者全員に目配りできていますか

→前例踏襲は最後の手段！

法令に詳しくなることも重要ですが、今一度、学内の制度そのものを見直すことも大切

ご清聴ありがとうございました

